

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月二十五日法律第八十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。